



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。



任意後見に関する研修会

こんにちは、司法書士の高井です。去る、6月15日（水）、TKC北海道会札幌東支部様より講師としてお招きいただき、「任意後見制度」をテーマに講義をさせていただきました。講師という貴重な機会を与えていただき、誠にありがとうございます。



研修の内容は、任意後見制度の概要を説明させていただき、相談時から契約書作成までの留意点、任意後見契約発効後の対応、任意後見契約の終了までを時系列に沿ってご説明することで、任意後見制度に関するイメージをつかんでいただければと考え、講義をさせていただきました。

今月号のあいわ通信では、研修会でお話しした内容の一部をご紹介しますと思います。

【任意後見制度の概要】

任意後見制度は、自分の判断能力がしっかりしている間に将来の認知症などの判断能力の衰えに備える制度です。本人が決めた受任者にどのような事務処理をしてほしいかを決めておき、将来、判断能力が衰えた後に監督人の監督の下で、本人が事前に定めたとおりに代理権を行使してもらう制度です。契約を結ぶためには、必要な判断能力があることが前提となります。

一方、法定後見制度は、判断能力が低下してはじめて支援者を選任する制度です。支援を受けるご本人は認知症などにより支援者を自分で選ぶのは困難であることから、家庭裁判所が後見人などの支援者を選任し、直接監督をする制度です。

【任意後見契約の要件・法定後見制度との関係】

任意後見契約は、以下の①内容、②特約、③方式の要件をみたす必要があります。制度の特徴として、契約をしただけでは効力が発生せず、将来認知症などになったときに効力が発生するということに特徴があります。

- ① 内容：精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する委任契約
- ② 特約：任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定め
- ③ 方式：公正証書で契約書を作成

法定後見制度との関係では、任意後見契約がある場合は、任意後見は法定後見に優先します。ただし、本人の利益のために特に必要があると認めるときに限り、法定後見に関する開始の審判をすることができるとされています（例えば、ご本人が買物依存で、同意見や取消権を行使しなければ適切な保護を図ることができない場合など）。

<表面から続き>

【任意後見制度に付随する契約】

任意後見契約は、契約しただけでは効力が発生せず、将来、認知症などになって判断能力が不十分な状態になり、家庭裁判所に監督人の選任申立てをすることによって効力が発生する契約であるため、任意後見人に就任するまでのタイムラグがあります。また、任意後見人の仕事は本人が亡くなるまでが仕事なので、相続開始後の対応はできません。そこで、任意後見契約を締結する際には、付随する以下の各種契約を組み合わせて、その方に最適な契約を考えていく必要があります。

任意後見契約締結後、司法書士が定期的に本人と連絡を取り合う見守り契約を結ぶことで、本人の状況を確認し、任意後見契約を発生させるかどうかを把握することが可能となります。また、身体が不自由などの理由により、任意後見計約発効前から一部支援を受けたい場合は、任意代理契約を結ぶことで、早い段階から通帳等の財産管理の一部を依頼することも可能です。

死後事務委任契約を締結することで、ご本人がお亡くなりになった後の葬儀や納骨等をお願いすることも可能です。そして、遺言を残しておくことで遺産の承継手続もご本人の意思に従って円滑に承継することができます。

【任意後見の相談を受けるケース】

任意後見の相談を受けることが多いのは、

- ・子供のいない高齢者夫婦、一人暮らしの高齢者
 - ・親族と疎遠、連絡をとっていない高齢者
- などから相談を受けることが多いです。

四親等内の親族がいない（又はいても頼れない）方は、任意後見契約は必須です。ご自身が、将来認知症等により判断能力が不十分になってしまった場合、法定後見の申立てすらスムーズに行うことができない場合もあり、自身の財産や尊厳を守ることができないおそれもあります。任意後見は法定後見に比べて利用はされておきませんが、必要な方には必要な制度です。任意後見や法定後見に関してご質問がございましたら、弊社事務所までお問い合わせください。

十勝岳 避難小屋

こんにちは、高井です。昨年から週末は藻岩山に登るようになり、今年も4月の雪融け後から週末の天気の良いときは藻岩山に登っております。先週の土日は美瑛町の白金野営場でキャンプをしたこともあり、キャンプ場から近い、十勝岳に登山に行きました。しかし、登山といっても、小学生と幼児の子供と一緒に登るので十勝岳の避難小屋まで登って、そのまま登った道を下山するだけの山登りですが。

避難小屋までの道は、平坦で登りやすく1時間20分ほどで到着しました。避難小屋は、登山開始早々から遠くに見ることができ、それを目標にして歩いて行くことができます。

この日は十勝岳から向かって右側の富良野岳方面は雲がかかっていましたが、美瑛岳、美瑛富士方面は雲もなく、噴煙を上げる十勝岳を正面に、その左側に聳える美瑛岳や美瑛富士を眺めながら快適に登ることができました。

途中、巨大な岩や大きな石が積み重なったところもあり、ハイマツがアクセントとなって普段は見ない、石や岩がゴロゴロとした風景を見ながら歩ることができます。また、歩いてきた道を振り返ると、眼下には美瑛町の街並みが一望できます。

登山道は、石がゴロゴロして子供は歩きにくそうにしていますが、下山后感想を聞いてみると、普段登っている藻岩山の方が辛かったと話していました。往復3時間程度で山登り気分を味わえるので、晴れている日はお勧めです。



ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

